

即位後朝見の儀の次第概要等について（案）

平成31年1月 日
天皇陛下の御退位及び
皇太子殿下の御即位に伴う
式典委員会決定

即位後朝見の儀の次第概要等については、下記のとおりとする。

記

1 次第概要

儀式の次第概要は、別紙1のとおりとする。

2 参列者推薦基準

儀式の参列者推薦基準は、別紙2のとおりとする。

3 式場

正殿松の間

4 服装

男子 燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの（モーニングコートも可）

女子 ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの

勲章着用

5 その他

儀式の細目は、宮内庁長官が定める。

別紙 1

即位後朝見の儀次第概要

天皇皇后両陛下お出まし

〔 皇嗣同妃両殿下始め成年の皇族各殿下が供奉 〕

天皇陛下のおことば

国民代表の辞（内閣総理大臣）

天皇皇后両陛下御退出

〔 皇嗣同妃両殿下始め成年の皇族各殿下が供奉 〕

〔 儀式は、午前 11 時 10 分（天皇皇后両陛下お出まし）に始まり、おおむね午前 11 時 20 分（天皇皇后両陛下御退出）に終わる。（予定） 〕

別紙2

即位後朝見の儀参列者推薦基準

1 立法機関

- (1) 衆・参両院議長及び副議長
- (2) 衆議院の常任委員長、特別委員長、審査会長
- (3) 参議院の常任委員長、特別委員長、調査会長、審査会長
- (4) 衆・参両院事務総長、国立国会図書館長

2 行政機関

- (1) 内閣総理大臣
- (2) 国務大臣
- (3) 内閣官房副長官、副大臣
- (4) 内閣法制局長官
- (5) 前記(2)及び(3)に掲げる者以外の認証官

3 司法機関

- (1) 最高裁判所長官
- (2) 最高裁判所判事
- (3) 高等裁判所長官
- (4) 最高裁判所事務総長

4 地方公共団体

- (1) 都道府県知事の代表及び都道府県議会の代表 各2名
- (2) 市長の代表及び市議会の代表 各2名
- (3) 町村長の代表及び町村議会の代表 各2名

5 その他

6 以上の者の配偶者